

(参考1)

「北海道学び推進月間」実施要綱

(平成21年3月31日教育長決定)

1 趣旨

本道の将来を担う子どもたちが、変化の激しい社会を自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する力を育むとともに、主体的に学習に取り組む意欲や態度を養うことが重要である。

このため、毎年4月と11月を「北海道学び推進月間」（以下「月間」という。）と定め、学力向上のための各種事業に重点的に取り組むとともに、家庭学習や読書などを奨励する広報啓発活動を通して、家庭や地域における学びの取組を一層推進することにより、子どもたちの「確かな学力」の向上を目指すこととする。

2 実施期間

(1) 北海道春の学び推進月間

入学や進級により新しい学年が始まる4月1日から4月30日までの1か月

(2) 北海道秋の学び推進月間

北海道教育の日である11月1日から11月30日までの1か月

3 実施主体

北海道教育委員会並びに市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

4 実施事項

教育委員会及び教育委員会が設置する学校（以下「学校」という。）は、月間において次の事項を重点的に実施するものとする。

(1) 教育委員会

ア 広報啓発活動

ポスター等啓発物品の作成・配布、広報紙やインターネット・ホームページへの掲載、ロゴマーク、標語、啓発ポスター等の募集など

イ 教育関係事業の実施

研修会、講習会、シンポジウム等の開催

(2) 学校

ア 学習指導や進路ガイダンスの充実

イ 研究授業の公開、国及び道の研究指定校における実践研究成果の発表等

ウ 児童生徒による学習成果の発表会

エ 児童生徒及び保護者への月間の周知

(3) その他、月間にふさわしい行事等の実施

5 取組状況の把握及び公表

北海道教育委員会は、月間における児童生徒の学力向上に資する取組の実施状況等を把握し、その結果を公表する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、月間の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。